

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の管理者の方は、 点検等の義務が定められています

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法（旧「フロン回収・破壊法」））により、フロン類が充填された業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器（以下「機器」という。）の管理者の方は、点検等の機器の適正な管理等が義務付けられています。（平成27年4月1日施行）

また、廃棄時のフロン類回収率向上のため、令和元年6月には、**機器廃棄時にユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直罰の導入等**を含む改正が行われました。（令和2年4月1日施行）

■ ■ 「管理者の判断基準」の遵守 ■ ■ 改正点は『 』部分

①機器の設置状況確認



〇〇〇〇株式会社 【銘板記載例】

パッケージエアコン

機種名 ABCD123E

電源 3Φ 200V 50/60Hz

出力 圧縮機 7.5kW

冷媒 R410A 10.0kg

フロン排出抑制法<第一種特定製品> ※

この製品には冷媒としてHFCが使われています。

- まずは、どこに機器が設置されているか確認しましょう。
- 次に、室外機などの銘板を確認し、**法対象機器**であった場合は、**圧縮機の出力、冷媒の種類・量など**を把握しておきましょう。
- 不明な場合は、カタログを確認するなどして、機器メーカーに問い合わせてください。
- 適切な場所へ設置し、設置する環境の維持保全に努めましょう。

※「フロン回収・破壊法」と表示されているものもあります。

②簡易点検の実施

| 製品区分 | 対象機器 | 点検の頻度 | 点検内容 | 点検実施者 |
|----------------|-------|--------------|---|----------------------|
| エアコン 冷凍冷蔵機器 | 全ての機器 | 3ヶ月に 1回以上 | ○目視による点検等 ・異常音 ・外觀の損傷、摩耗、腐食、さびその他の劣化、油漏れ、熱交換器への霜の付着 ・庫内温度の確認（冷凍冷蔵機器のみ） | 制限なし 〔自ら実施可能〕 |

③定期点検の実施

| 製品区分 | 対象機器 (圧縮機の定格出力) | 点検の頻度 | 点検内容 | 点検実施者 |
|--------|--|-------------|--|-------------------------|
| エアコン | 7.5kW以上50kW未満 〔ビル用マルチエアコン、 GHPエアコン等〕 | 3年に 1回以上 | ○目視による点検等 ・簡易点検と同様の内容 ○直接法（漏えい検知機を用いた方法等）、 間接法（機器の状態を把握するために必要な事項を計測する方法） 又はこれらを組み合わせた方法 | 専門家 〔十分な知見を有する者〕 |
| | 50kW以上 〔中央方式エアコン等〕 | 1年に 1回以上 | | |
| 冷凍冷蔵機器 | 7.5kW以上 〔別置型ショーケース、 冷凍冷蔵用ユニット等〕 | 1年に 1回以上 | | |

④点検等の履歴の記録・保存(改正)

- 管理者は、適切な機器管理を行うため、**点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴を機器ごとに記録**し、当該記録を**紙又は電磁的記録によって、機器を設置してから『廃棄した後も3年間保存』**する必要があります。
- 点検・整備の際には、整備業者等の求めに応じて記録を開示する必要があります。

点検記録に記載すべき事項

| 基本的な事項 | 点検／修理に関する事項 | 充填／回収に関する事項 | 『廃棄等に係る引取り／充填されていないことの確認に関する事項』 |
|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の氏名又は名称 ・ 機器の設置場所 ・ 機器を特定するための情報 ・ 充填されているフロン類の種類及び量 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施年月日 ・ 実施者の氏名又は名称 ・ 点検／修理の内容・結果 ・ 漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施年月日 ・ 実施者の氏名又は名称 ・ 充填／回収したフロン類の種類及び量 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 『実施年月日』 ・ 『実施者の氏名又は名称』 |

⑤フロン類漏えい時の対処

- フロン類の漏えい・機器の故障等が確認された場合は、**速やかに漏えい・故障箇所を特定し、修理を行う**必要があります。
- 漏えい等が確認された場合に、**修理しないまま充填を行うことは原則禁止**です。
- フロン類を充填する必要がある時は、**都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託**しなければなりません。(自社所有の機器に充填する場合も同様。)

⑥算定漏えい量の報告

- 事業者全体での**年度内のフロン類算定漏えい量が1,000 t-CO₂/年以上**になる事業者は、国(事業所管大臣)に報告する必要があります。

$$\text{算定漏えい量(t-CO}_2\text{)} = \sum (\text{冷媒番号区分ごとの} \underbrace{(\text{整備時充填量(kg)} - \text{整備時回収量(kg)})}_{\text{実漏えい量}} \times \text{GWP}) / 1000$$

(GWP: 地球温暖化係数)

■ ■ 機器廃棄時のフロン類の回収等についての義務 ■ ■ (改正)

- 機器の廃棄時に不要となったフロン類は、**第一種フロン類充填回収業者に引き渡す**。
- フロン類の引渡し時には、行程管理制度に従い、回収依頼書等を書面により交付し、当該書面の写し及び第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書等を**3年間保存**。
- 『廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、**引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡す**』。
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。
- フロン類の回収や破壊、再生に要する**費用は廃棄する者の負担**。
- 解体工事の際は、解体工事元請業者が実施する**機器の設置の有無等に関する調査**に協力し、調査結果について元請業者から『**事前説明された書面を3年間保存**』。

■ ■ 罰 則 ■ ■ (改正)

- **フロン類のみだり放出禁止**・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(直罰)
- **機器の管理が著しく不十分**・・・50万円以下の罰金(指導、命令などを経て)
- **フロン類の引渡し義務違反**・・・50万円以下の罰金(『直罰』及び指導、命令などを経て)
- **回収依頼書/委託確認書の交付・写しの保存義務違反**
- **引取証明書の保存義務違反**
- 『**引取証明書の写しの交付義務違反**』

『30万円以下の罰金(直罰)及び50万円以下の罰金(指導、命令などを経て)』

その他、算定漏えい量の未報告等に対する罰則有り。

| 問合せ先 | 電話番号 | 所管市町村 |
|--------------------|-------------------|---|
| 東三河総局 | | |
| 県民環境部 環境保全課 | 0532-35-6112 | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市 |
| 新城設楽振興事務所 環境保全課 | 0536-23-2117 | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村 |
| 尾張県民事務所 | | |
| 環境保全課 (環境保全第一グループ) | 052-961-7254 | 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋、豊山町、大口町、扶桑町 |
| (環境保全第二グループ) | 052-961-7255 | 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町 |
| 海部県民事務所 環境保全課 | 0567-24-2131 | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村 |
| 知多県民事務所 環境保全課 | 0569-21-8111 (代表) | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |
| 西三河県民事務所 | | |
| 環境保全課 (環境保全第一グループ) | 0564-27-2875 | 岡崎市、西尾市、幸田町 |
| (環境保全第二グループ) | 0564-27-2876 | 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市 |
| 豊田加茂環境保全課 | 0565-32-7494 | 豊田市、みよし市 |
| 環境局環境政策部水大気環境課 | 052-954-6215 | 名古屋市、県内に事業所のない事業者 |

